

保健福祉委員会 送付4-27

千代田区生活支援課における支援の質と体制について

受付年月日 令和4年11月24日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2022年11月24日

千代田区議会議員 桜井 ただし 様

件名 千代田区生活支援課における支援の質と体制について

陳情者 氏名 印

〒 住所

電話

陳情項目

- ①誰しものが生活保護を円滑に利用できるようなしおりを作成してください
- ②障害福祉の専門性と高い相談援助技術を要したケースワーカーの配置が必要です



理由

はじめに、私は千代田区において生活保護を受給しているものです。
この度は、生活保護制度利用における千代田区生活支援課の対応と体制について、自身の障がい特性（発達障害）が理解されず、受容や傾聴の姿勢も無く、合理的配慮がなされていないと感じた為、この文書を提出致します。

千代田区が発行している「生活保護のしおり」は、そもそもしおりとしての機能を果たしておらず、ただの誓約書のように感じます。私の障がい特性上、事前に生活保護制度におけるルールや出来ること出来ないことが分かりやすく説明されないと、利用が円滑に進まない事が多くあります。

障がいの有無に関わらず誰しものが生活保護制度を活用しやすく、当たり前の権利であると示すためにも、他の行政が作成しているパンフレットのように図解やイラストを使用したしおりの作成を求めます。

私は発達障害の特性上、情報伝達に課題があり、特に初対面の人との会話が上手くないことが多くあります。その結果、多くの場面で誤解が生じてしまいます。だからこそ、生活支援課には、自身を福祉的に捉え、理解してもらう必要があります。

しかし、私の意見を否定され、追い返されたと感じてしまうことが多くありました。また、私に限らず発達障害のある人々は何かしらの生きづらさを抱えながら社会で生きています。そういった人々の支援には、専門的に障がい特性を理解し、寄り添いながら支援していく姿勢が必要不可欠と思われれます。

生活保護法第1条には、「自立を助長する」ことが生活保護の目的であると明記しています。また、厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」内の第12-4「援助方針」の項目には、課題に応じた具体的な援助方針の策定や援助方針の見直し（少なくとも年に1回以上）をすること、第12-5「関係機関との連携」には関係機関（関係部局、民生委員、公共職業安定所等）と必要な連携を図ることが明記してあります。

しかし、上記の援助はほとんど行われず、自立支援プログラム、生活保護受給者等就労自立促進事業等も生活支援課からは適切に情報提供がなされませんでした。その結果、長期間に及び自身を助けてくれる機関を探し回ることとなりました。

私は一刻も早く職場復帰をし、生活保護から脱却したいと考えていますが、生活支援課による自立に向けた連携、支援は未だにありません。

保護開始直後から脱却まで切れ目なく自立支援を講じる為には、本人の置かれ

ている状況を細かく汲み取り、適切な支援に繋げることが重要であるはずですが、生活支援課のケースワーカーは、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格取得率が低く、一方、生活保護相談員は取得率が高い現状があります。

ソーシャルワーカーとしての専門性、特に受容や共感、連携方法等の相談援助スキルや、障がい理解に必要な知識がしっかりと障がいのある方々にも活かされるということがとても重要であると思います。

千代田区の生活支援課においては、生活保護相談員の精神保健福祉士と社会福祉士の資格取得率が高いですが、ケースワーカーの取得率が低い傾向にあります。よりソーシャルワーカーとしての専門性を有したソーシャルワークを生活支援課において実践出来るよう、生活保護相談員と協働して支援に当たる体制の構築やケースワーカー自体の精神保健福祉士ないしは社会福祉士の資格取得率の向上を強く求めます。

福祉事務所は、社会福祉法において「福祉に関する事務所」と規定されています。生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法のいわゆる福祉六法を中心に援護、育成または更生の措置に関する業務を行っている第一線の総合的な社会福祉行政機関であるはずですが、

すなわち、生活保護の実施機関という側面と、福祉各法（福祉五法）の実施機関としての側面を併せ持っていなければなりません。千代田区の福祉支援体制が今後より良い方向に向かっていくために、福祉的専門性を有した人員配置の強化と生活支援課の支援体制の変革を強く求めます。

以上